子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）
支給対象者　確認チャート

スタート

H16.4.2～R5.2.28生まれの児童を養育しているか
（特別児童扶養手当対象児童はH14.4.2～R5.2.28生まれ）

いいえ → ×　対象外

はい ↓

すでに児童が給付金（ひとり親世帯分や本給付）の支給対象となっていないか（他の人が受け取った場合や給付待ちの場合を含む）

対象になっている → ×　対象外

対象になっていない ↓

令和4年度分の市民税等均等割が非課税か

非課税でない → **新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、市民税非課税相当の収入となっているか**

いいえ → ×　対象外

はい ↓

○　**支給対象**　**申請が必要です**

非課税 ↓

令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受けている → ○　**支給対象**　**申請は不要です**　手当の受取口座に振り込みます

※16歳～18歳（年度末年齢）の児童が給付金の算定対象に含まれていない場合や、児童手当受給者が公務員の場合は、申請が必要

令和4年5月分以降、新たに児童手当や特別児童扶養手当を受けるようになった（新生児を養育するなど） → ○　**支給対象**　**申請が必要です**

中学校修了後のお子さん（高校生等）のみ養育している → ○　**支給対象**